

島本町教育委員会 会議録（令和7年第3回 定例会）

日 時	令和7年3月3日（月） 午前9時30分 ～ 午前10時08分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	横山寛教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、森悠介参事、吉田裕亮参事、 委員及び 事務局職員 杉谷久彌参事、山本千尋参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠 席 者	高岡理恵教育委員
委 員	
議 題	第7号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 第2号報告 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要） について 第8号議案 令和6年度教育委員会表彰に係る審査について 第9号議案 教職員（一般職）人事について
議 決 事 項	第7号議案、第8号議案、第9号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者3名

教育長

本日、高岡委員、細見委員から島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき欠席する旨の届け出がありましたので、出席者は3名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

お諮りいたします。第2号報告につきましては、一部、学校別の結果を扱うこととなり、その際は、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととすること、また、第8号議案につきましては、特定の個人の氏名を取り扱うこと、また、第9号議案につきましては、人事案件であることから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、第2号報告の学校別の結果並びに第8号議案及び第9号議案について秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程として説明し、お諮りすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、第2号報告の学校別の結果並びに第8号議案及び第9号議案については秘密会にすることとし、当該議事について最終の議事日程とすることに決しました。

それでは、第7号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

保育幼稚園課長

それでは、第7号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

まず初めに、本案件の提案に当たりまして、国の府令改正から時間的余裕がなく、資料の配布が直前となってしまったことお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、御説明に移らせていただきます。資料の1ページを御覧ください。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次に資料3ページから8ページまで条例の改正案を添付しております。

内容につきましては、議案資料により御説明申し上げます。

資料の9ページを御覧ください。

提案理由は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、いずれも国基準でございますが、これらの改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、議案の概要で記載しているとおりでございますが、主な内容といたしましては、これまで、小規模保育事業所などの家庭的保育事業者等が、保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目について、一定要件が緩和されることとなったものでございます。

具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料12ページを御覧ください。

まず、島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

1点目につきまして、改正後の第43条第2項及び第3項に新設しておりますのは、家庭的保育事業者等が適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることとなったものでございます。これにより、例えば、小規模保育事業所同士でも連携することが可能となります。

次に2点目、資料12ページから13ページにわたって記載してお

ります同条第4項及び第5項の改正につきましては、家庭的保育事業者等が適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものでございます。

次に3点目、附則第5項「連携施設に関する経過措置」に関する改正でございます。

子ども・子育て支援に関する新制度が平成27年に開始され、それに伴い関係法令も整備されたところでございますが、その際、連携施設を確保しないことができる経過措置が設けられ、その期間が現行の規定では、本年3月31日までとなっております。国において、全国的な家庭的保育事業等の運営方法について調査され、本経過措置を延長することが望ましいとされたことから、本規定について、令和12年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、改正の内容や趣旨については、先ほどの島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と同様でございます。

資料14ページから15ページにわたって記載しております改正案の第8条第2項及び第3項の新設は、家庭的保育事業者等が適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とするものでございます。

次に、資料15ページの同条第4項及び第5項の改正につきましては、家庭的保育事業者等が適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とするものでございます。

最後に、資料16ページの附則第4項「連携施設に関する経過措置」につきましては、経過措置期間を令和12年3月31日までに延長するものでございます。

その他、引用する条項の修正や、用語の定義等所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。ただし、経過措置に関する規定の改正については公布の日でございます。

いずれの条項の改正も上位法及び政令等の改正に伴う所要の改正であり、また、本町の家庭的保育事業等を行う事業所につきましては、適切に連携施設を確保しておりますので、今般の改正が、本町の就学前教育・保育の運営に影響するものではございません。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第2号報告「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第2号報告「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」、御説明申し上げます。

調査の対象は、小学校5年生及び中学校2年生で、令和6年4月～7月の間に、各学校の体育・保健体育の授業時間等において実施いたしました。

それでは資料19ページ「令和6年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）」を御覧ください。

まず、小学校5年生男子児童及び女子児童の【実技集計結果】について、種目別の平均値及びT得点を、今年度の全国の値と、令和5年度の本町の値と合わせて記載いたしました。T得点につきましては、資料にありますように、全国平均値を50.0としたときの相対的な数値であり、50.0を上回っていれば、全国平均よりも高い結果である、ということを示しております。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、今年度においては全国平均を男子は0.1ポイント、女子は2.8ポイント下回る結果となりました。令和5年度本町平均と比較しますと、男子は増減なし、女子は約1.6ポイント下回る結果となりました。

また資料21ページには、参考といたしまして、体力合計点における過去5年間の経年比較グラフを記載しております。

続きまして、資料22ページに、男女それぞれの種目別のT得点を、棒グラフでお示しいたしました。

男女ともに、「50m走」で、全国よりも高い結果となりました。更に、令和5年度と比較いたしますと、男子は「握力」「上体起こし」「反復横とび」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の5種目においてT得点が伸びており、女子は「握力」「立ち幅とび」の2種目において、T得点が伸びております。各校がめあての設定や到達度の確認を重視する授業改善の取組を進めてきた成果が表れていると考えられます。しかし、令和5年度に引き続き男女ともに「反復横とび」が低い結果であることから、敏捷性を高めていくことが課題であると考えられます。

資料23ページ及び24ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。令和5年度の課題であった「体力テストの結果や体力・運動能力の向上について、自分なりの目標を立てていますか。」における肯定的回答が、男子で13.7ポイント、女子で10.1ポイント向上しております。これは、先述のめあてや到達度を児童と教職員がともに意識した授業の推進が進んでいる結果であると考えられます。

しかし、女子における「運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。」「体育の授業は楽しいですか。」において、

肯定的回答割合が全国平均や令和5年度結果と比較して低くなる結果となりました。

以上を踏まえまして、資料25ページ「調査結果の分析と今後の方策」を整理し、記載いたしました。今後の方策ですが、3点ございます。①「楽しさや喜び」に出会える授業を意識する、②運動やスポーツの特性や魅力を実感する機会をつくる、③「話し合いのある授業」を促進する。これらにつきまして、次年度、各学校において、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料26ページからは、中学校2年生男子生徒及び女子生徒の【実技集計結果】について、記載いたしました。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、男子は2.4ポイント、女子は0.7ポイント全国平均を下回っており、令和5年度本町平均と比較すると男子は0.2ポイント、女子は0.4ポイント低くなりました。

資料29ページに記載している、種目別の棒グラフで見ますと、男女ともに「反復横とび」「50m走」で全国平均を上回っており、令和5年度と比較すると、男子においては、「握力」「長座体前屈」「反復横とび」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の5種目でT得点が高くなっております。女子においては、令和5年度と比較して「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「50m走」「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の6種目でT得点が高くなっております。

資料30ページ及び31ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。令和5年度の課題であった、「保健体育の授業で、タブレットなどのICTを使って学習することで、「できたり、わかったり」することがありますか。」について、男女ともに肯定的回答割合が向上いたしました。しかしながら、依然として全国平均と比較すると低い数値となっており、特に女子で全国平均より11.9ポイント低い結果となりました。加えて、「保健体育の授業は楽しいですか。」について、強肯定回答割合が男女ともに全国平均を下回る結果となっています。以上の観点から、ICTの活用等の授業改善は一定の成果を出しつつあるも、一部の種目・内容については苦手・忌避意識を持

つ生徒がいることを踏まえ、更なる研究が必要であると分析できます。

最後に、資料32ページの「調査結果の分析と今後の方策」につきまして、分析を踏まえた方策が3点ございます。①「見方・考え方」に立脚した学習を推進する、②日常における体育・健康における指導を盛り込んだ計画を立案する、③特質に応じた言語活動の充実を図る、の3点を、次年度、各学校において推進してまいりたいと考えております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要について、ホームページを通じて公表したいと考えております。以上でございます。

教育長

ここからの説明につきましては、学校別の結果を扱うこと、また、次の第8号議案については特定の個人の氏名を取り扱うことから、また第9号議案につきましては、人事案件であることから、会議の冒頭にて、秘密会とすることが決定しております。

それでは、引き続き、第2号報告「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」の学校別の結果について事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

〔「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」の学校別の結果について説明〕

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

（質疑応答内容非公開）

教育長

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第8号議案「令和6年度教育委員会表彰に係る審査について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

〔「令和6年度教育委員会表彰に係る審査について」説明〕

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（質疑応答内容非公開）

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第9号議案「教職員（一般職）人事について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長 「教職員（一般職）人事について」説明]

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、以上をもちまして、令和7年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。